

〇〇市(町・村)長 〇〇〇〇殿

団体名、個人名
〇〇〇市(町・村)

子どもの甲状腺検査を求める要望書

〇〇市(町・村)におかれましては、福島第一原発事故による放射能汚染に関しまして、放射線量の測定、除染作業、食物検査等、住民の健康に重点を置いた対応をして頂き心より感謝申し上げます。

原発事故から1年8か月を経過してもなお、私たちの住む〇〇市(町・村)では、放射性セシウムなどの放射性物質に、日々おびえた生活を余儀なくさせられています(資料-1)。事故直後の2011年3月15日から16日にかけて大量放射性物質が降り注ぎ、北茨城市では最高値15.8 $\mu\text{Sv/h}$ (資料-2、3)高萩市でも4.47 $\mu\text{Sv/h}$ (資料-4)という、非常に高い放射線値が計測されました。また、産業技術総合研究所のデータをもとに計算すると、つくば市においても、普段検出されないヨウ素131の空气中濃度が、一気に124 Bq/m^3 に跳ね上がりました。(資料-5)これらのことは、非常に広い範囲の茨城県の子供たちが被曝し、また現在も被曝し続けていることを意味します。

2012年9月に発表した、山下俊一氏(現福島大学副学長)らが行った、福島の子もたちの甲状腺検査の結果では、全体の43%の子も達に、のう胞や結節などの異常がでていることが判明しております(資料-6 I、II)同氏が2000年に長崎にて行った同様の調査では、甲状腺異常が全体の0.8%であったことと比較しても、大変心配な結果となっております。(資料-7)

チェルノブイリ原発事故後、子ども達には甲状腺がんをはじめ、様々な健康被害が多発しました。「ウクライナ政府報告書」によると、2008年のデータで、事故後に生まれた多くの子ども達が、慢性疾患を持っているという結果となっており、(資料-8)、これらのことから子育て中のお母さん方を中心に、子ども達の健康への影響について大きな不安の声が上がることは当然のことといえます。

福島県では現在、県民を対象とした、被曝検査(問診票による被曝線量の把握、ホールボディカウンターによる内部被曝検査、甲状腺検査、健康診断、心の健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査)が行われてきています(資料-9、10)福島県に続き、私たちの住む茨城県においても、龍ヶ崎市、東海村などでは、被曝検査が実施されるようになってきています。(資料11、12)また、取手市でも「放射能被ばくに対する措置を求める陳情書」が採択され集団検診の必要性が徐々に認識され始めています。それに対し、〇〇市では、今なお、放射能被曝の実態を知るための健康調査については、現状では何の施策も行われていません。

放射線による健康被害は被曝から数年を経て現れることから、〇〇市に住む住民、とりわけ放射線に対する感受性が高い子どもたちにいち早く、継続的に健康検査を受けられる体制を作ること、甲状腺検査など、被曝の影響を検査することが可能な医療機関の情報提供、検査を希望する住民に対する金銭的な援助を可能にする体制を作ることが早急に必要です。また、子供たちが毎日口にする給食については、健康被害に大きく影響する内部被曝を避けるという点からも継続的な測定が必要であり、可能な限り精度の高い測定器による測定が望まれます。子を持つ親として、子ども達の健康、安全、安心の実現を切に望んでいます。過去の経験に学び、正確に現状を知り、健康被害の早期発見、早期治療が行えるよう、以下の通り要望いたします。なお、回答につきましては、お手数ではありますが、項目ごとに文書による回答をお願い申し上げます。

記

1. 専門医による甲状腺検査を含む健康調査を長期にわたり定期的を実施して下さい。
福島第一原発事故当時18歳以下の子ども達、妊婦及びその生まれた子で検診を希望する者を対象に、早期発見、早期治療のためにも長期にわたり毎年1回の、甲状腺専門医による甲状腺エコー検査、血液検査の実施を是非お願い致します。また、診断結果につきましては、保護者にきちんと報告し、異常が認められた子ども達に対しては、二次検査を実施するなどの体制を整備してください。尚、検出限界値が高く、 γ 線のみしか測れない、ホールボディカウンターによる単独の検査は絶対に避けるようお願い致します。
2. 学校給食の安全性を担保するため、検査器の精度向上をはかって下さい。
国は平成24年4月から食品中の放射性セシウムに係る新基準値を設定しました。NaIシンチレーションスペクトロメータは簡易分析用であり、福島第一原発事故が起きてから1年8か月以上経った現在は、ゲルマニウム半導体検出器を用いた精度の高い分析を行い、子ども達の内部被ばくを可能な限り低下させ、子ども達の健康、安全・安心の実現を図って下さいますようお願い致します。
3. 茨城県を「原発事故子ども・被災者支援法」の対象地域に指定するよう県と国に対して強く要望してください。
原発事故子ども・被災者支援法」の対象地域に指定された場合は、関係自治体と協力し、長期に渡る継続的な健康診断等の必要な施策が十分に行われるよう積極的に取り組んでください。また、福島第一原発事故による放射能漏れがどれだけの健康被害をもたらすのかを正確に知るため、当時の放射性物質の飛散量などの情報をできるだけ詳細に収集し今後の対策に生かして下さい。
4. 保養を望む子ども達が中長期に渡り保養できる施設の確保に努めて下さい。
体内に蓄積された放射性物質は、非汚染地域で保養を行うことにより、体外に排出されることがわかっています。実際、チェルノブイリ原発事故後、放射線量の高い地域の住民は年数回保養に出かけ、体内に入った放射性物質を排出することを繰り返してきています。特に小さい子を持つ親から保養を望む声がたくさんあがっています。福島から距離の離れた非汚染地の自治体と連携し、保養を望む子ども達が中長期に渡り保養できる施設の確保に是非努めて下さいますようお願い致します。
このことは自治体同士の絆にも繋がり、将来発生するであろう災害時の連携にも繋がることで、望ましいことだと考えます。
自治体同士の話し合いにより、施設を可能な限り低負担で借りることができるよう努めて下さいますようお願い致します。
5. 行政と、医療、市民、各専門家などが協力した体制づくりを要望します。
甲状腺検査や被曝に関する相談に応じてくれる医療機関はきわめて少なく、放射能を心配する人たちの多くが孤立しています。継続的な健康調査を望む人たちに対する長期的な支援体制、ネットワークを作っていくことは、健康障害を早期に発見し、継続的に支援しあうための必須条件です。検査をする医療関係者、保健センター等の行政機関、子ども達を放射能汚染から守りたいと願う保護者、自分達の住むまちを自分達の力でよくしようとする地域住民の力をおおいに活用し、市民の健康な暮らしの実現に向けて、行政と市民の協働の元に取り組んでいくことを強く要望します。